

音声通話サービス特約

第1条 規約の適用

- 株式会社ファイナルフューチャーインターナショナル（以下、「当社」といいます）は、音声通話サービス特約（以下、「本特約」といいます）を定め、これにより「Si-Mobile でんわ」「10 分かけ放題オプション」及び「2 時間かけ放題オプション」（以下、総称して、「本サービス」といいます）を提供します。
- 用語の定義及び本特約に記載のない事項はサービス利用規約に則るものとし、本特約とサービス利用規約が抵触する場合は本特約が優先するものとします。

第2条 規約の変更

- 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本特約を変更することがあります。この場合、本特約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本特約によります。
- 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号、以下「事業法施行規則」といいます）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する事項の変更をおこなう場合、変更後の本特約を当社のウェブサイト上に掲載します。
(<http://shareweb.jp/>) 変更後の特約は、掲載した時点から効力が生じるものとします。

第3条 定義

本特約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用開始日	本特約第 7 条に規定する日をいいます
課金開始月	利用開始日が属する月をいいます
携帯電話設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るものをいいます
契約者	本特約の定めにより、当社と本サービスの利用に係る契約を締結した者をいいます
主契約	モバイルサービス利用規約をいいます
直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯電話設備又はPHS設備
PHS設備	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する PHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るものをいいます
本サービス契約	当社と契約者の間で締結される本サービスの利用に係る契約をいいます
直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします）又はIP電話設備（電気通信番号規則別表第 1 第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます）

第4条 本サービス概要

- 「Si-Mobile でんわ」は、「0035 でんわ」アプリを利用しての発信又は通話先電話番号の前に「003545」を付加して発信した場合に、日本国内の通話料が 30 秒 10 円（税抜）で利用できるサービスです。「Si-Mobile でんわ」は、主契約（音声通話 SIM のみ）に自動的に付帯されるサービスで、主契約と別途のお申込みは必要ありません。
- 「10 分かけ放題オプション」は、月額利用料金をお支払いいただくことにより、「0035 でんわ」アプリを利用しての発信又は通話先電話番号の前に「003545」を付加して発信した場合に、1 音声通話あたり 10 分以内の日本国内間の通話料金が無料となるサービスです。ただし、10 分かけ放題オプションの登録前に利用していた「Si-Mobile でんわ」の通話料については、10 分かけ放題オプションの対象外となります。なお、通話回数に制限はありません。
- 「0035 でんわ」アプリを利用せずに発信又は「003545」を付加せず発信した場合、通話料は通常の料金となります。また、10 分かけ放題オプションも対象外となります。

第5条 対象外通話

本サービスは、海外への通話・海外からの通話及び以下の通話先等へは本サービスを利用しての発信・通話はおこなえません。

- ① 緊急通報（110 番、118 番、119 番）及び 3 桁番号サービス（104/115/177 等）への発信・通話
- ② 0120、0570、0180、0990 等 0XX0 で始まる番号への発信・通話
- ③ 00XY 等で始まる番号への通話
- ④ NTT ドコモ社の「他の電話機からの遠隔操作」の発信番号
- ⑤ ソフトバンク社の「転送・留守電・着信お知らせ機能サービス」に関する発信番号
- ⑥ 060、020 又は # で始まる電話番号への発信・通話
- ⑦ 衛星携帯電話への発信

第6条 発信番号通知

1. 契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通話番号を着信先へ通知します。
ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。
2. 前項の場合において、音声通話番号を着信先へ通知し又は通知しないことに伴い発生する損害については、当社は責任を負いません。
3. 発信番号通知については、契約者の自営端末設備及びソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

第7条 その他の提供条件

本サービスに関するその他の提供条件は、別紙に定めるところによります。

第8条 サービス利用開始日

本サービスの利用開始日は、以下のとおりとします。

- ① 契約者がモバイルウェブサイトから新規で主契約と本サービス契約を同時に締結した場合、SIM カード発送日の 2 日後
- ② 契約者がモバイルウェブサイトから携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます）を利用して、主契約と本サービス契約を同時に締結した場合、電話番号の切り替え日の翌日
- ③ 契約者が店頭で主契約と本サービス契約を同時に締結した場合、主契約のサービス利用開始日の翌日
- ④ 既に主契約を締結している契約者が、10 分かけ放題オプションをお申込みの場合、申込完了日の翌日

第9条 本サービスの利用制限

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用制限をおこなうことができるものとします。
 - ① 本サービスのシステムについて故障又は保守、メンテナンス等をおこなう場合
 - ② 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難であると判断した場合
 - ③ 契約者が、第 23 条（禁止事項）の各号に該当する行為をおこなった場合
 - ④ 当社が業務上やむを得ないと判断した場合
2. 前項により当社が本サービスの利用制限をおこなった場合、当社は契約者に対し何ら責任を負わないものとします。

第10条 本サービスの変更

1. 当社は、当社の事情により本サービスの変更ができるものとします。
2. 前項により当社が本サービスを変更した場合、当社は契約者に対し何ら責任を負わないものとします。

第11条 本サービスの終了

1. 当社は、契約者に事前に通知又は公表することにより、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。
2. 前項により当社が本サービスを終了した場合、当社は契約者に対し何ら責任を負わないものとします。

第12条 免責

当社は、本サービスの提供により、契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第13条 契約者による解約

1. 契約者又は当社により主契約が解約された場合、同時に本サービス契約も解約されるものとします。
2. 契約者は、当社に対し当社の指定する方法で通知をすることにより、本サービス契約を解約することができます。
3. 当社は、本サービス契約の解約申込みを毎月1日から当該暦月末日の前日まで受け付けます。前項に基づく解約は、当社が解約申込を受領した日の属する月の末日にその効力を生じるものとします。(MNPによる転出の場合は除きます)
4. 契約者が当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、本サービス契約の解約を通知したものとみなされます。
MNPによる転出の場合、本サービス契約の解約日は、MNP転出手続きの完了日とします。解約月の月額料金は全額発生するものとします。
5. 解約(第14条(当社による解約)に基づき当社が解約した場合も含みます)にともない、契約者が有する本サービスに関するすべての権利は、失効するものとします。

第14条 当社による解約

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本サービス契約を即時解約できるものとします。なお、この場合、契約者が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解約することがあることを、契約者は予め了承するものとします。
 - ① 契約者が、本特約に違反したと当社が判断したとき
 - ② 本サービス契約を継続することが不適当と当社が判断したとき
2. 本サービス契約が解約された場合、契約者は本サービス契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。
3. 事由の如何を問わず、本サービス契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、本サービス契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第15条 料金等

1. 契約者は、本サービスの利用料金として、別紙に定める利用料金等を当社が別途指定する日までに所定の方法により支払うものとします。利用料金等については、日割計算をおこなわないものとします。
2. 当社は、本特約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても当社が契約者より受け取った利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。
3. 契約者は、本サービスの課金開始月から本サービス契約の解約があった日の属する月の末日までの期間について、利用料金等を支払うものとします。
4. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合においても、契約者はその期間中の利用料金の支払いを要します。
5. 当社は、契約者が支払った利用料金等については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、返金に応じないものとします。

第16条 料金の支払方法

契約者は、本サービスの利用料金等その他本サービスに係る債務を、当社が別途定める場合を除き、クレジットカードにより、当社が指定する日までに支払うものとします。

第17条 支払遅延

1. 契約者は、本サービスの利用料金等その他本サービスに係る債務の支払を怠った場合には、当社が別途指定する支払方法により、当社が別途指定する日までに本サービスの料金その他本サービスに係る債務を支払うものとします。この場合、契約者の支払遅延に起因して当社が別途指定した支払方法に必要な支払手数料は、契約者の負担とします。
2. 前項の定めにもかかわらず、契約者は、本サービスの利用料金等その他本サービスに係る債務の支払を怠り、本サービス契約が解除されたときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

第18条 消費税

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第19条 端数処理

当社は、利用料金等、消費税相当額その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を四捨五入するものとします。

第20条 債権の譲渡

1. 当社は、本サービスに基づき生じたすべての債権について、弁護士・弁護士法人その他当社が指定した第三者（以下「債権譲渡先」といいます）に譲渡する場合があります。この場合、契約者は当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 前項の場合において、当該債権譲渡の請求及び回収に用いるため、契約者は、当社が債権譲渡先に対し、契約者の氏名・住所・電話番号並びに債権の請求及び回収をおこなうために必要な情報を提供することを承諾するものとします。
3. 第1項の場合において、当社及び債権譲渡先は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第21条 個人情報の取扱い

当社が契約者から取得した情報の取扱いは、当社のプライバシーポリシーに従うものとします。

第22条 委託

当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を業務委託先に委託することができるものとし、また業務委託先がこれを再委託先に再委託することを同意することができるものとします。

第23条 禁止事項

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為をおこなってはならないものとします。

- ① 本サービスの提供に関する当社若しくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供及びその運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ② 契約者が、第4条（本サービス概要）に定める利用範囲を超えて利用する行為
- ③ 通話先電話番号の前に003545を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用
- ④ 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- ⑤ 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- ⑥ 通信の媒介、転送機能の利用又は当社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的での利用
- ⑦ 本サービスを不正な目的をもって利用する行為
- ⑧ 当社又は第三者に損害を与える行為
- ⑨ 本特約に違反する行為
- ⑩ 法令、公序良俗に違反する行為
- ⑪ 本サービス契約に基づき生じる権利及び義務について、譲渡・移転又は担保権の設定をすること
- ⑫ その他当社が不相当と判断する行為

第24条 分離性

本特約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本特約その他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第25条 準拠法及び管轄

本特約の準拠法は日本法とします。本特約に関連又は不随して発生した紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1. 適用 本別紙に記載する料金額は、消費税相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

2. 料金額

① Si-Mobile でんわ

通話料（税抜） 10 円/30 秒

② 10 分かけ放題オプション

月額利用料金（税抜） 月額 850 円

※月額利用料金は課金開始月より発生します。

※10 分を超える通話については、10 円/30 秒（税抜）の通話料金が別途発生します。

3. 10 分かけ放題オプションに係る提供条件

（1）申込

10 分かけ放題オプションの利用申込（以下「申込」といいます）は、当社が定める所定の方法により、申込をおこなうものとします。申込は、当社が別途定めた場合を除き、申込時点において以下に定める申込条件を満たした場合に限りできるものとします。

- ① 申込者が当社の音声通話 SIM を現に利用中又は当社の音声通話 SIM を同時に申し込んでいること
- ② 主契約が既に存在している場合、主契約について利用停止されていないこと
- ③ 主契約が既に存在している場合、主契約の利用料金その他支払債務を支払期限内にお支払いしていること
- ④ 当社が別途定める申込条件を満たしていること

（2）申込の承諾

当社は 10 分かけ放題オプションの利用申込があったときは、審査の上これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- ① 当社が提供するサービスに関する料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ② 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
- ③ 第 5 条（申込）第 1 項記載の申込条件を満たさないとき
- ④ その他当社の業務の遂行上支障があるとき

（3）不正利用

通話をおこなうことを目的とせず一方的な若しくは機械的な接続通信時間 10 分以内の通信を著しく繰り返す行為又はその他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営若しくは電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます）を契約者がおこなっていると当社が認めた場合、その行為に利用された接続先の電話番号に対する通話については、10 分かけ放題オプションの対象外とする場合があります。

（附則）本特約は、2018 年 2 月 1 日から実施します